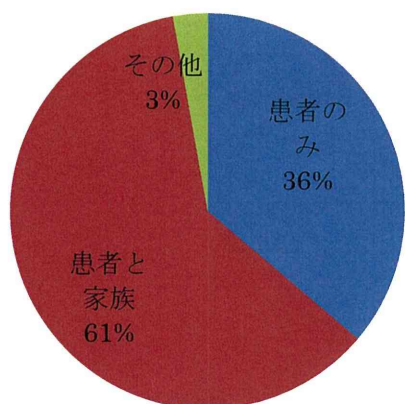
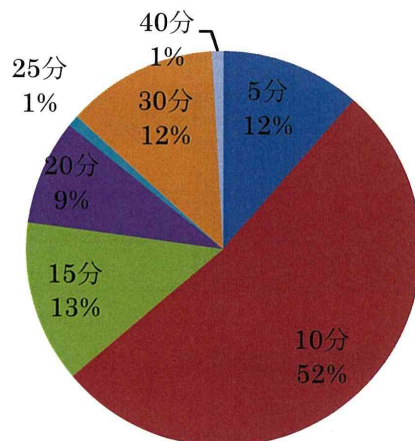


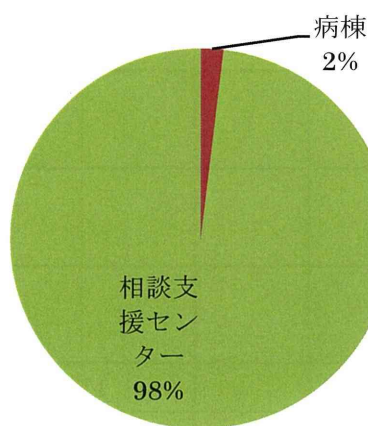
説明対象者



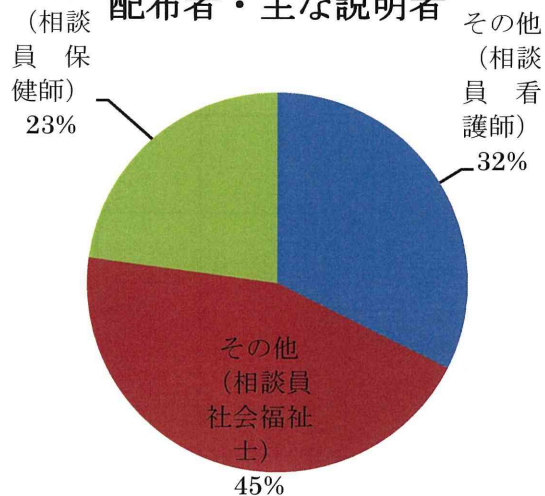
説明に要した時間



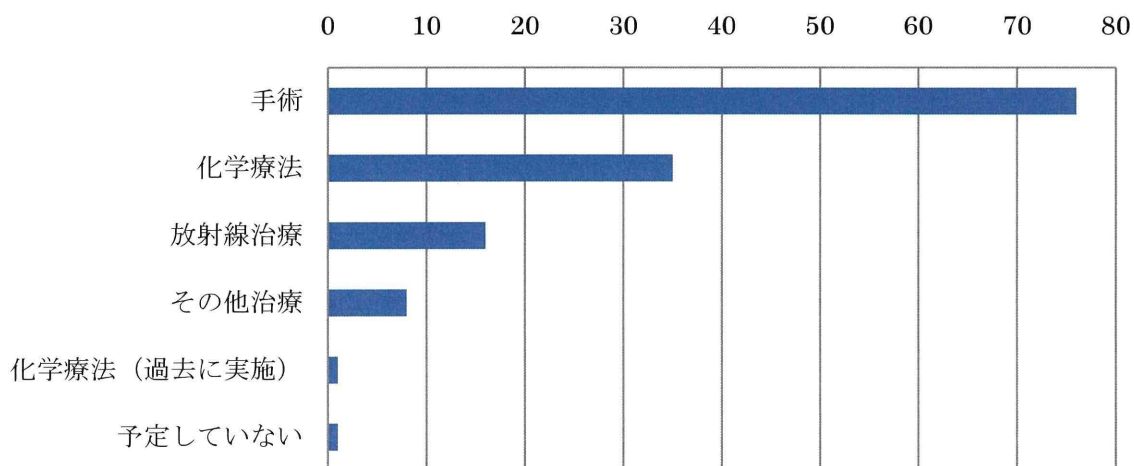
配布場所



配布者・主な説明者



治療法 (複数回答)



## 資料⑩

### 医療者アンケート実施結果（H24.2.21 現在）

	医師	看護師	相談員	合計
アンケート配布数	29	10	5	44
アンケート回収数	16	9	5	30
アンケート回収率	55.2	90.0	100.0	68.2

#### 問1・問3) 職種及び経験年数

職種	計	5年未満	10年未満	15年未満	20年未満	25年未満	30年未満	35年未満	35年以上
医師	16	1		2	1	3	5	2	2
看護師（病棟）	8						6	2	
看護師（外来）	1						1		
看護師（相談支援センター）	1								1
ソーシャルワーカー（相談支援センター）	0								
ソーシャルワーカー（相談支援センター以外）	0								
その他※	4	1			2		1		
計	30	2	0	2	3	3	13	4	3

※その他：保健師3名、社会福祉士1名

#### 問4) 患者家族にとって役立ったと思うか

	とても役に立った	まあ役に立った	どちらともいえない	あまり役に立たなかった	全く役に立たなかった	未回答	合計
がんになったら手にとるガイド	14	9	7	0	0	0	30
わたしの療養手帳	8	11	10	0	0	1	30
地域の療養情報	10	12	8	0	0	0	30

#### 問5) 内容について

	とても詳しくすぎる	やや詳しくすぎる	ちょうどよい	やや簡単すぎる	とても簡単すぎる	未回答	合計

がんになったら手にとるガイド	0	11	16	2	0	1	30
わたしの療養手帳	1	3	23	0	0	3	30
地域の療養情報	0	2	27	0	0	1	30

### 問6) 医療者にとって役立つと思うか

	とても役に立つ	まあ役に立つ	どちらともいえない	あまり役に立たない	全く役に立たない	未回答	合計
がんになったら手にとるガイド	12	14	3	1	0	0	30
わたしの療養手帳	11	14	4	1	0	0	30
地域の療養情報	14	12	3	1	0	0	30

### 問7) これらの冊子に加えた方がよいと思う情報 (自由記載)

- ・今のままで情報は十分である
  - ・全体が網羅されているので、手にした患者はどこを読めばよいのか迷うのではないか。高齢者にとってはあまり役立たないか。
  - ・患者本人が読むことが前提となった記述ですが、患者を支える家族に対する助言を加えると良いと思います。
  - ・ガイドと療養手帳は分けた方が良くと思いました。
  - ・高額療養費制度を利用したとき実際費用がどのくらいになるのかの例があるとわかりやすい。
- 一気に読むのは大変なので、しおりのようなひもがついていると便利だと思います。

### 問8) 冊子の配布についての役割 (複数回答)

患者に手渡した	7
患者に説明した	17
患者の質問に対応した	6
その他	6

#### 【その他の内訳】

- ・紹介した
- ・相談支援センターへ紹介した
- ・冊子について医師への声かけ
- ・関係機関へのPR
- ・患者さんに説明後手渡した

### 問9) 手渡した時期

最初の外来時	5
2～3度目の外来時	11
入院してから	4
その他	5
わからない	3
未回答	2
計	30

#### 【その他の内訳】

- ・がんと診断され、化療に紹介する際
- ・診断・治療法の確定後・患者の状況に併せて時期を見てお渡ししていたようです。
- ・初診時、癌の診断がついてから入院後等、ケースによって(主治医)違っている。

### 問10) 活用しての状況 (複数回答)

時間がとられて大変だった	1
多くの情報を短時間で伝えることができた	6
より深い説明ができるようになった	6
患者の自分の病状に対する理解が深まった	8
患者や家族からの質問が増えた	2
コミュニケーションのきっかけになった	7
患者が相談支援センターを利用するきっかけとなった	15
渡しただけで特に活用していない	6

### 自由意見

- ・これまでと大きく変化はありませんでした。
  - ・外来・入院での医師からの説明には、時間が足りないのでこれらの説明は、原則として患者支援センターなどで行うのがよい。
  - ・長期フォロー後、患者との会話の中でこの冊子を話題として患者の会話に役立てていきたい。
  - ・「わたしの療養手帳」については、患者自身がどれだけ活用するかによると思う。内容が多く使い切れないという反応あり。
  - ・医療者にとっては、これらの冊子が患者さんと家族に役立つと思う。「私の療養手帳」については、記入項目が多いと感じました。
  - ・冊子が厚く重すぎ。各論、病気毎分冊にしてワンコイン以下の値段なら求めやすいと思う。
- 各論の内容が現状より少し幅を広げられると (Q&A等を含めて・医療費) 良い。
- ・分厚いので読むのに気が引ける。実際読もうと思ったが、本の厚みを見て途中であきらめてしまったという声を良く聞く。療養情報と対象となるがん情報、療養手帳のみにして価格も文庫本ぐらいにすると気軽に手に入れやすくなるのではないのでしょうか。

### 問11) 渡した時期は適切だったか

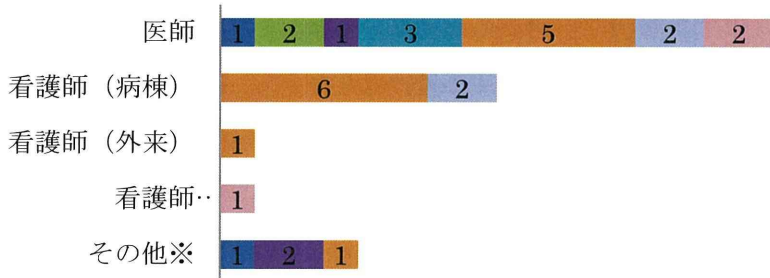
早すぎた	1
ちょうどよかった	20
遅すぎた	1
その他	6
未回答	2
計	30

#### 【その他の内訳】

- ・わからない
- ・患者の状況によりお渡ししていましたので
- ・がんと診断されてからが良い
- ・癌と確定した患者様には初診日でも対応していたが、半数は2~3度の外来受診の時に渡した。

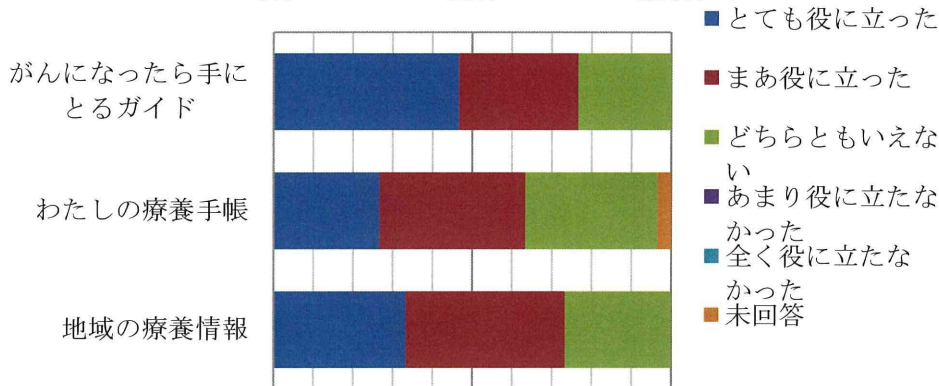
### 問 1・3) 職種別経験年数

■ 5年未満 ■ 10年未満 ■ 15年未満 ■ 20年未満  
 ■ 25年未満 ■ 30年未満 ■ 35年未満 ■ 35年以上



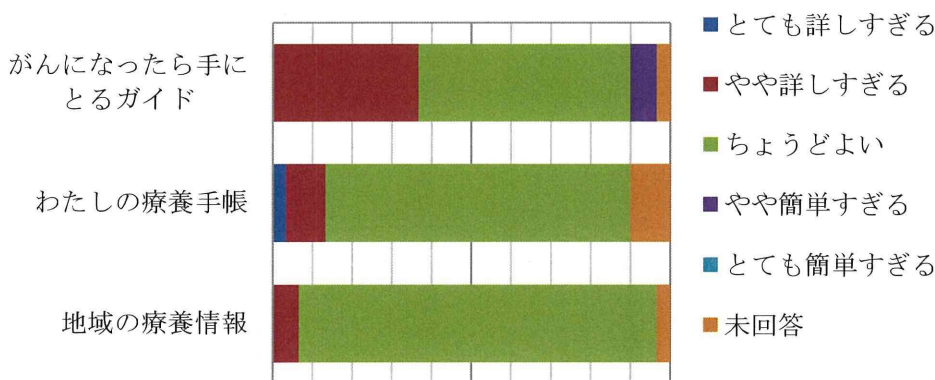
### 問 4) 患者家族にとって役に立ったか

0% 50% 100%

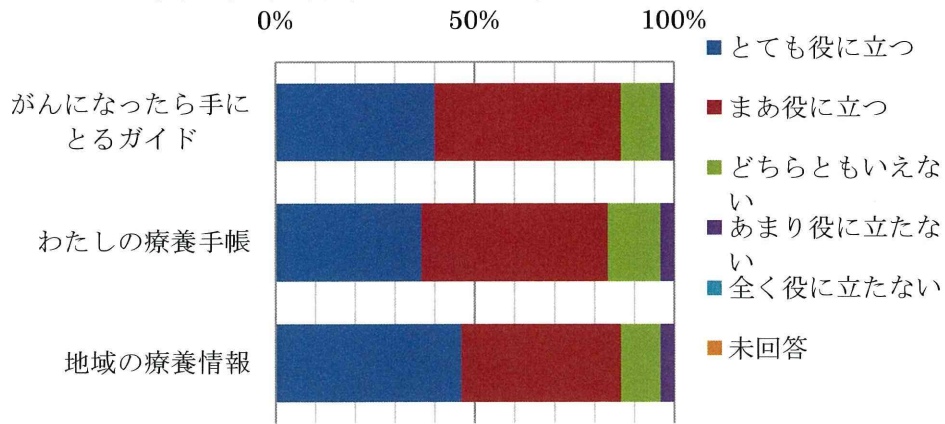


### 問 5) 内容について

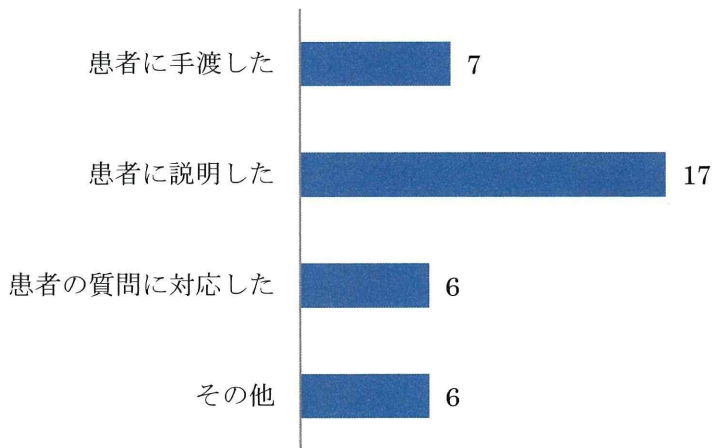
0% 50% 100%



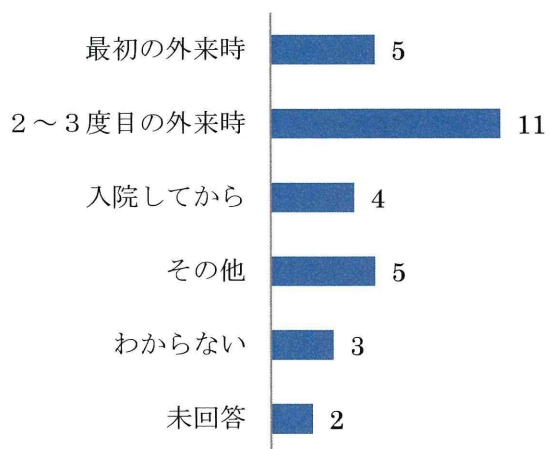
### 問6) 医療者にとって役立つと思うか



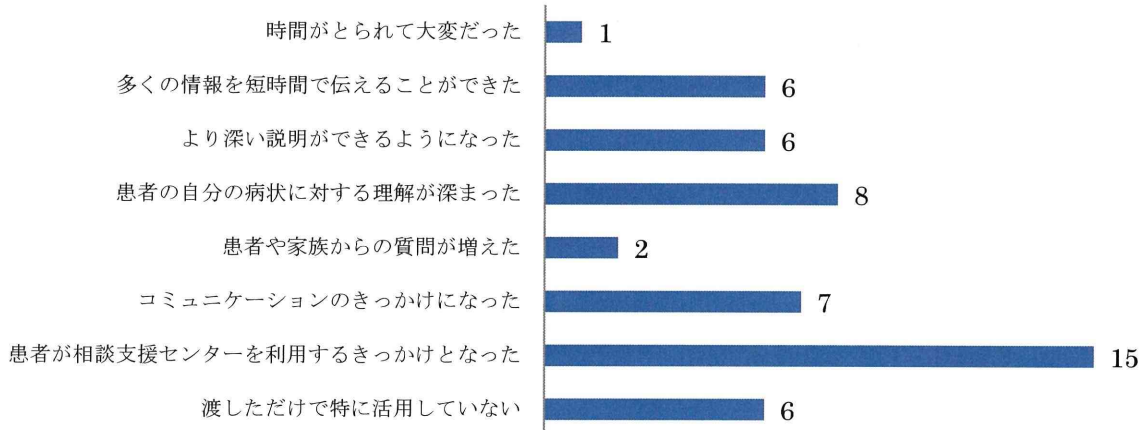
### 問8) 冊子配布の役割 (複数回答)



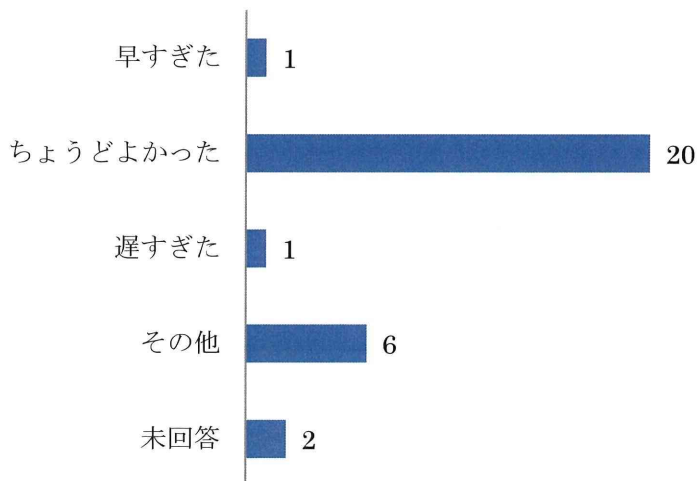
### 問9) 手渡した時期



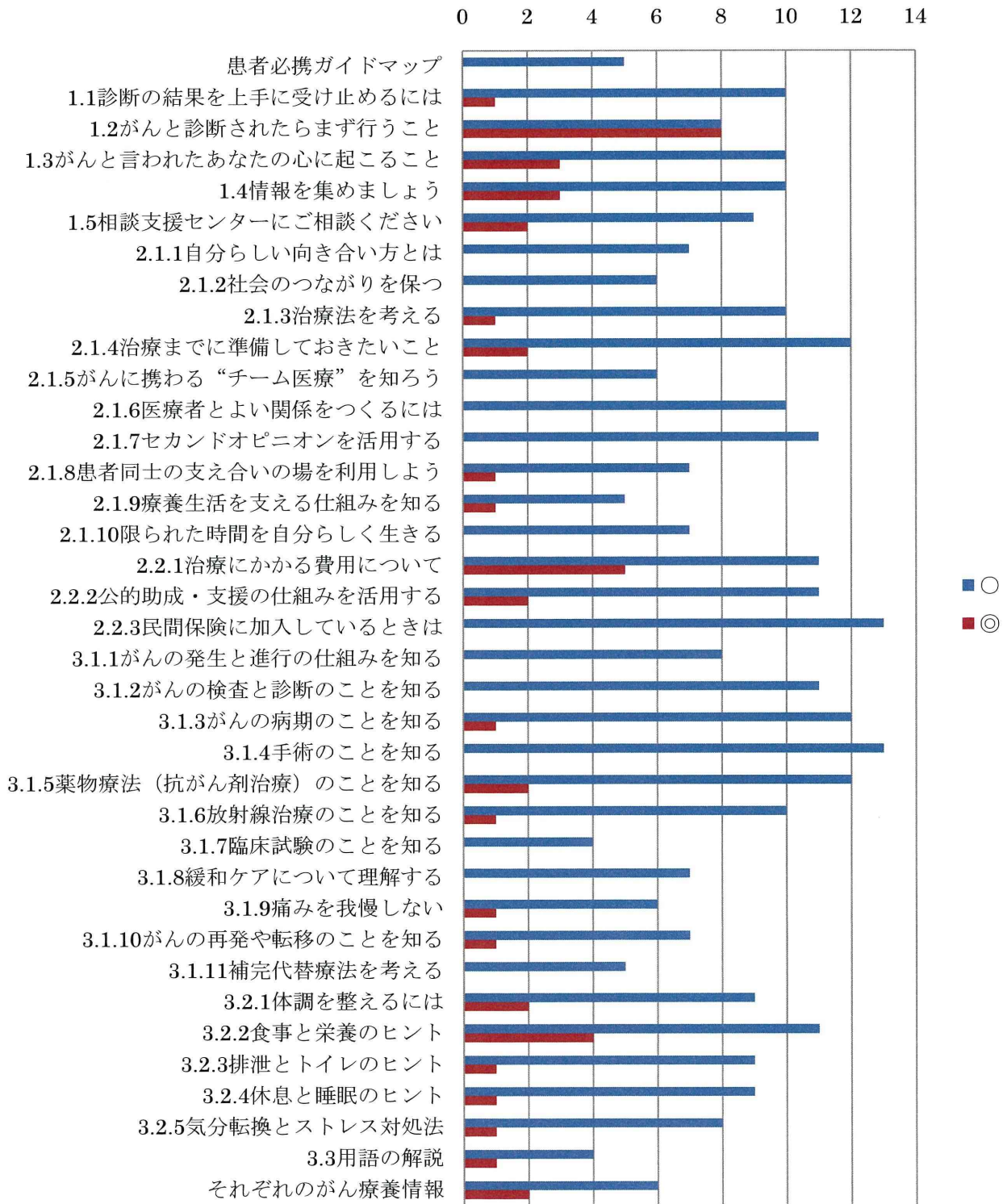
### 問10) 活用しての状況 (複数回答)



### 問11) 渡した時期は適切だったか

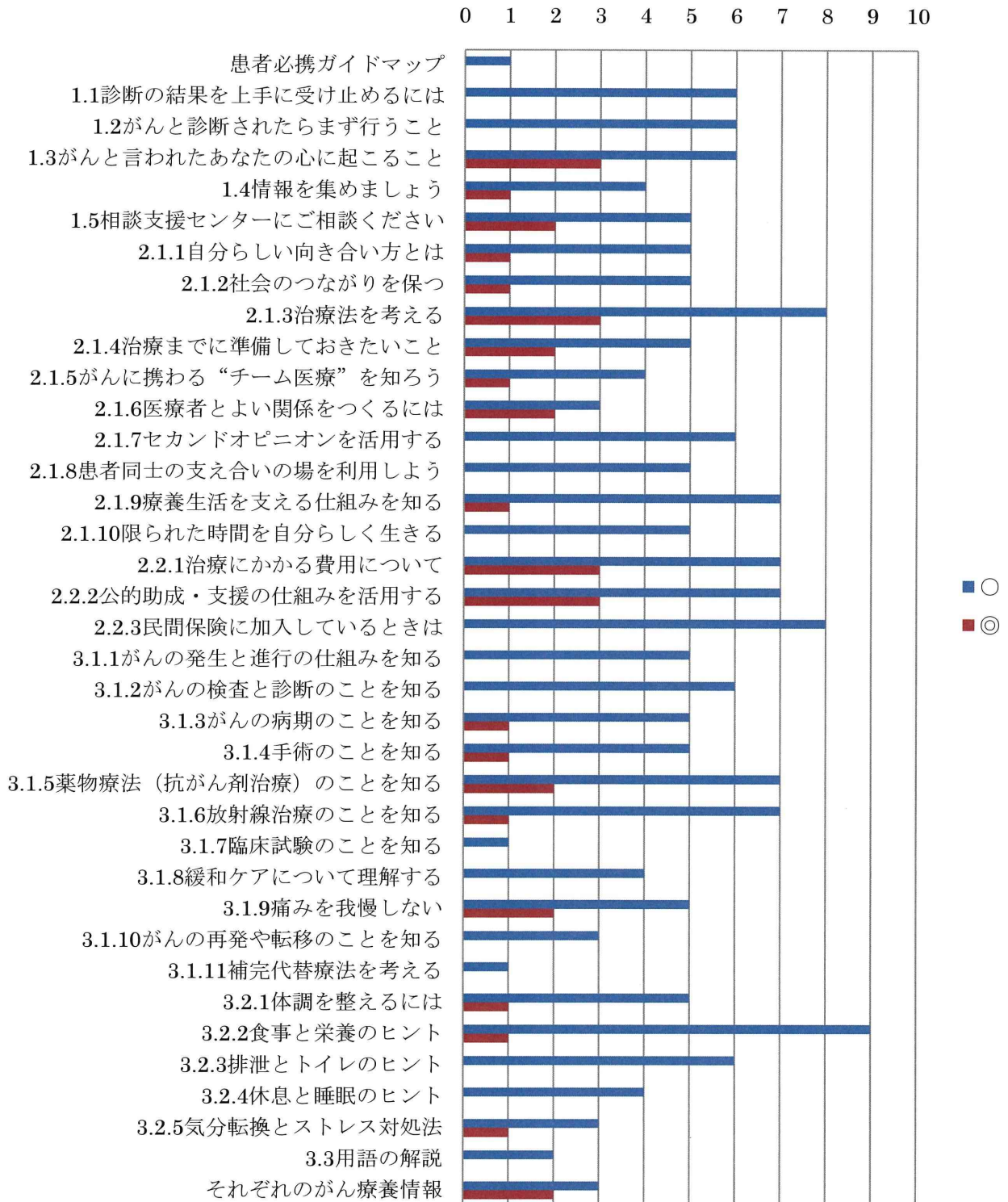


## 問12-1) 患者が活用したと思うところ

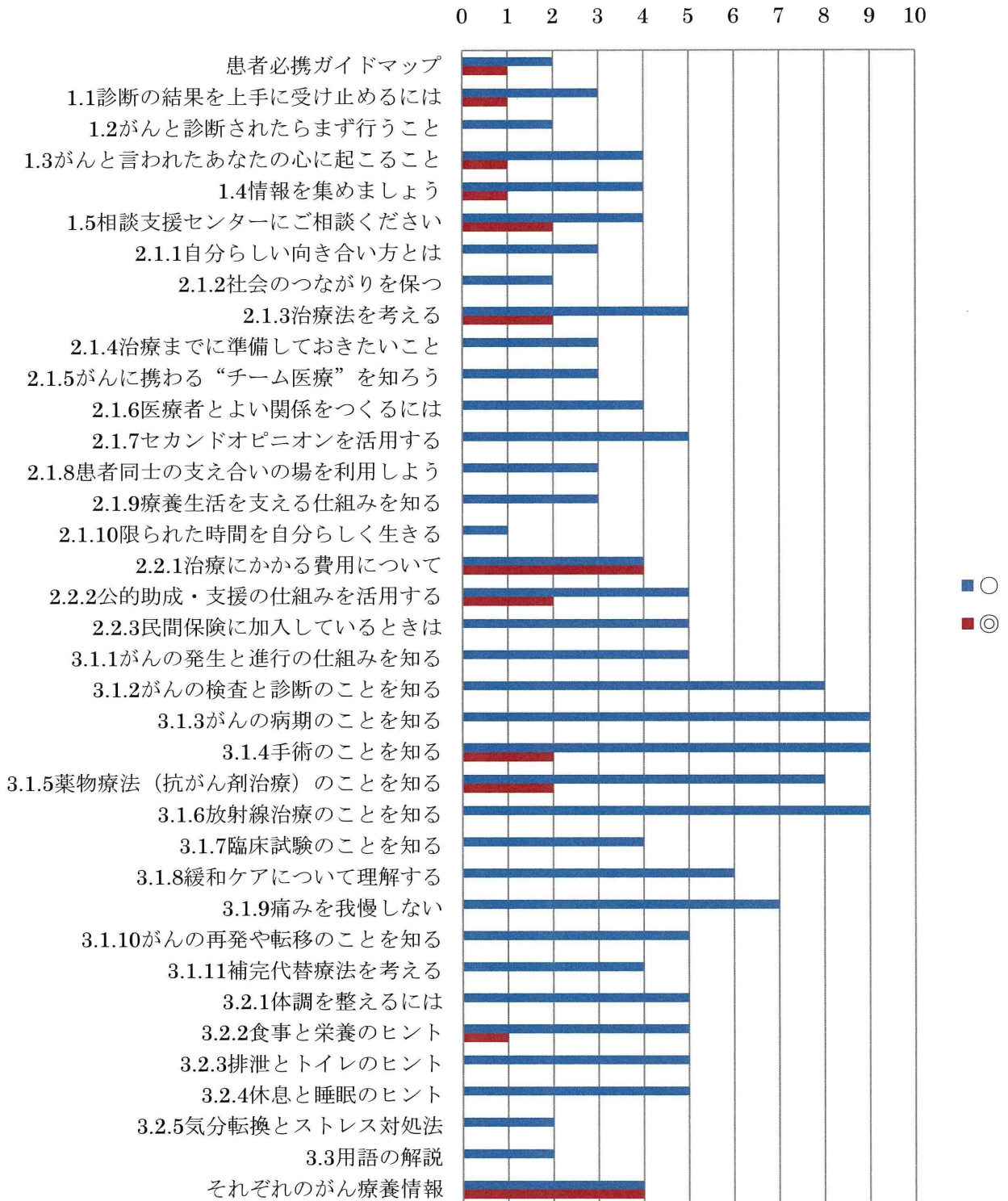




## 問 1 2-2) 患者の不安解消に役立ったと思うところ



## 問 1 2-3) 医療者として活用したところ





# 目次

がんに関する相談窓口 相談支援センター ..... 2

よくある相談と利用できる制度 ..... 4

- 医療費のこと ..... 4
- 生活費のこと ..... 6
- 自宅での療養生活のこと ..... 8
- がんについての情報のこと ..... 9

がん診療連携拠点病院 ..... 10

栃木県のがん治療ネットワーク ..... 12



## がんに関する相談窓口 相談支援センター

がんのことについて相談したい…。  
どうしたらいいの？



がん診療連携拠点病院※には、患者さんや家族の不安や疑問にこたえる相談窓口として「相談支援センター」があります。（※がん診療連携拠点病院については10ページ参照）

相談支援センターでは、看護師や医療ソーシャルワーカーなど専門の相談員が、病気や治療方法の一般的な説明から、専門医療機関や助成制度の紹介、不安や悩みへのアドバイスといった療養生活全般に至るまで、さまざまな相談に対応しています。

相談は無料で、相談内容は厳守します。また、他の病院にかかっている方でもご利用いただけますので、お気軽にご相談ください。なお、他にも相談窓口を設置している医療機関があります。

相談は無料で、他の病院にかかっても相談できるんだね。



## がん診療連携拠点病院 相談支援センター

平成24年1月現在

名 称	対応時間	問い合わせ先
栃木県立がんセンター [がん情報・相談支援センター]	月～金曜日 8:30～17:15	028-654-6484(直通)
栃木県済生会宇都宮病院 [よろず相談室]	月～金曜日 8:30～17:00	028-626-5500(代表)
自治医科大学附属病院 [がん相談支援室]	月～金曜日 8:30～17:15	0285-58-7107(直通)
興協医科大学病院 [腫瘍センター相談支援部門]	月～金曜日 9:00～12:00 13:00～15:00	0282-87-2053(直通)
佐野厚生総合病院 [医療福祉相談室]	月～金曜日 8:30～17:00 第1・3・5土曜日 8:30～12:30	0283-21-3204(直通)
上野原総合病院 [メディカルサポートセンター]	月～金曜日 8:30～17:00 第1・3・5土曜日 9:00～12:30	0289-64-2161(代表)
大田原赤十字病院 [相談支援室]	月～金曜日 8:30～15:30 第1・3・5土曜日 9:00～11:30	0287-23-1122(代表)
足利赤十字病院 [入院センター 相談支援室]	月～金曜日 8:45～12:00 13:00～17:05 第1・3・5土曜日 8:45～12:35	0284-20-1307(直通)

## 相談窓口を設置している医療機関

平成24年1月現在

名 称	対応時間	問い合わせ先
国立病院機構栃木病院 [医療福祉相談室]	月～金曜日 8:30～17:00	028-622-5241(代表)
芳賀赤十字病院 [がん看護相談]	毎週月～金曜日 ※予約制 14:00～16:00	0285-82-2195(代表)
下都賀総合病院 [地域医療福祉部]	月～金曜日 9:00～16:00	0282-22-2551(代表)
小山市民病院 [医療相談室]	月～金曜日 8:30～17:15	0285-21-3865(直通)
国際医療福祉大学塩谷病院 [地域医療連携室]	月～金曜日 9:00～16:00	0287-44-2722(直通)
国際医療福祉大学病院 [医療相談室]	月～土曜日 8:30～17:00	0287-37-2221(代表)

## よくある相談と利用できる制度

制度の詳細や具体的な窓口については、お近くの相談窓口(3ページ参照)にお問い合わせ下さい。

### 医療費のことが心配

医療費の負担を軽くするための仕組みや、公的な助成や支援制度の代表的なものをご紹介します。

#### 1 医療費が高額になったとき

##### ➡ 高額療養費制度

1ヵ月間に医療機関に支払った医療費が一定額(自己負担限度額)を超えたとき、その超えた分が約3ヶ月後に払い戻される制度です。ただし、食事代や差額ベッド代は対象になりません。

なお、自己負担限度額は、年齢や所得、加入している公的医療保険によって異なります。

また、入院の場合※は、加入している公的医療保険に「**高額療養費限度額適用認定証**」を交付してもらい、入院時に医療機関の窓口に表示すると、医療費(食事代、差額ベッド代は除く)が自己負担限度額までの支払いですむようになります。(※平成24年4月1日より、外来の場合も適用になります。)

##### ➡ 高額療養費貸付制度

医療費が高額なため支払いが困難な場合は、高額療養費として支給される見込額の8~10割相当額が無利子で貸与される制度です。医療費を支払う前に手続きをします。

窓 □ 加入する公的医療保険(保険者)

#### 2 小児がんの医療費助成を受けたい

##### ➡ 小児慢性特定疾患治療費助成制度

小児がんの場合、小児慢性特定疾患治療研究事業により、医療費の負担を軽減することができます。

窓 □ 宇都宮市の方→宇都宮市こども家庭課  
宇都宮市以外の方→県健康福祉センター

#### 3 ひとり親家庭の方へ

##### ➡ ひとり親家庭医療費助成制度

ひとり親家庭の親と子が病気などのため医療機関を受診した場合、窓口で支払う自己負担額を助成する制度です。

この助成を受けるには所得制限があり、満18歳に達した日の属する年度末までの間にある児童を扶養している方が対象になります。

窓 □ 各市町の児童福祉担当課

#### 4 心身に重度の障害がある方へ

##### ➡ 重度心身障害者(児)医療費助成制度

医療保険に加入している心身に重度の障害がある方(概ね身体障害者手帳1・2級)が医療機関を受診した場合、窓口で支払う自己負担を助成する制度です。

窓 □ 各市町の障害福祉担当課

## よくある相談と利用できる制度

### 生活費のことが心配

治療中や療養中の生活費等について、一定の条件に当てはまる場合は、次のような制度を利用することができます。

#### 1 会社を休んで療養する場合の保障を利用したい

##### ➡ 傷病手当金

会社員や公務員などが、病気やけがなどで仕事を休んだために、給料が減るか、もらえなかった場合に所得を保障する仕組みです。休業1日につき、給料(標準報酬)の日割り額の3分の2相当が、最長で1年6ヵ月まで支給されます。

この仕組みを利用できるのは、健康保険や船員保険、共済組合の被保険者本人に限られます。

窓 □ 加入する公的医療保険(保険者)

#### 2 障害のため十分に働けないときの保障を利用したい

##### ➡ 障害年金

病気やけがが原因で生活や仕事に支障をきたした時に支給される年金です。障害年金を受けるためには、初診日から1年半以上が経過し、初診日に年金に加入していること、一定の保険料の納付があること、一定の障害の状態にあることなどの要件があります。

窓 □ 各市町の国民年金担当課  
各共済組合、お近くの年金事務所

#### 3 生活資金を借りたい

##### ➡ 生活福祉資金貸付制度

低所得世帯・高齢者世帯・障害者世帯・失業者世帯に対して、生活の安定や自立を図ることを目的に、必要な生活資金を貸し付ける制度です。

用途別に貸付けの条件や貸付資金率・限度額が設けられています。貸付利率は年3%ですが、修学費、療養費、介護費は無利子です。

窓 □ 各市町の社会福祉協議会

#### 4 経済的援助を受けたい

##### ➡ 生活保護

病気で仕事ができない、収入が乏しいといった理由で生活が苦しい場合に、経済的援助を行う制度です。あらゆる手段を尽くしても、最低限度の生活を維持できないときに、初めて適用されます。

生活保護の給付には、日常的に必要な費用については生活扶助、必要な医療は医療扶助、必要な介護サービスは介護扶助というように種類があります。

窓 □ 福祉事務所

いろいろな制度やサービスのことを知ることができてよかった…。



### 自宅での療養生活が心配

体に障害が残ったり、介護が必要になった場合など、自宅療養を支え、安心して日常生活が過ごせるような支援制度やサービスについて紹介します。

#### 1 体に障害が残ったのでサポートを受けたい

##### ▶ 身体障害者手帳の相談・申請

身体障害者手帳は、身体に障害が残った方の日常生活の不自由を補うために、さまざまな助成や支援を受けられるようにするものです。利用できる助成・支援には、補装具や日常生活用具の支給、税金等の減免などがあります。

申請には、都道府県知事に指定された医師に診断書を作成してもらう必要があり、障害程度によって1～6級に区分され、級によって受けられる助成や支援内容が異なります。

窓口 各市町の障害福祉担当課 福祉事務所

#### 2 介護の相談や介護サービスを受けたい

##### ▶ 介護保険制度

65歳以上の方や40歳から64歳までで医師に末期がん等と診断され要介護・要支援認定を受けた方は、介護度によって決められた支給額の範囲で、訪問介護や訪問入浴、訪問看護、福祉用具貸与、住宅改修などのサービスを使うことができます。

決められた支給額内であれば、利用サービスの1割が自己負担になります。また、高齢者の生活支援に関する総合相談窓口として、お住まいの地域に「地域包括支援センター」があります。

窓口 各市町の介護保険担当課  
地域包括支援センター

### がんについていろいろな情報を知りたい

がんに関する幅広い情報を提供するホームページとして「がん情報とちぎ」を開設しています。がんについて知りたいとき、ぜひ活用下さい。



がん情報とちぎ <http://www.ganjoho-tochigi.jp/>

「がん情報とちぎ」に掲載されている主なメニュー

- がんの相談窓口
- がんの診断や治療に関する情報
- がんの予防や検診に関する情報
- 県内の医療機関の診療情報
- 療養を支える地域の関係機関の情報



### がん診療連携拠点病院

「がん診療連携拠点病院」とは、全国どこでも「質の高いがん医療」が受けられるように、厚生労働省が指定する病院です。

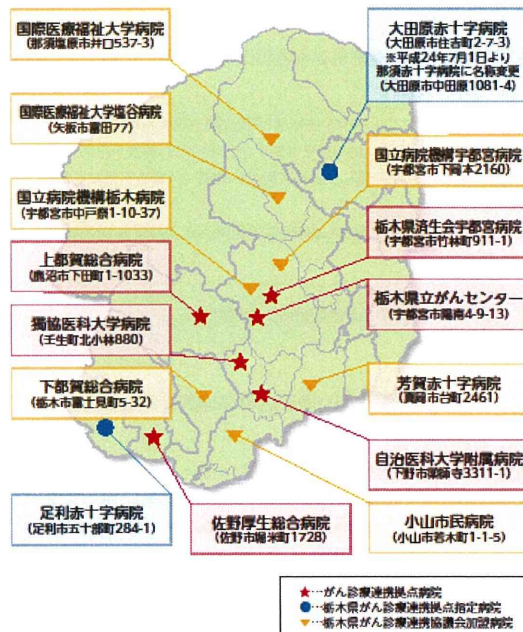
また、栃木県では、この「がん診療連携拠点病院」とほぼ同じ診療機能を有する病院を「栃木県がん診療連携拠点指定病院（県指定病院）」として独自に指定しています。

がん診療連携拠点病院等では、患者さんに手術・抗がん剤治療・放射線治療・緩和ケアを行うほか、がん医療に従事する医師等の育成、地域の医療機関への診療支援、患者さんや家族への相談支援など、地域におけるがん診療の拠点としての役割を担っています。

また、栃木県には、がん診療連携拠点病院や地域の中核病院、関係団体等で組織された「栃木県がん診療連携協議会」が設置されており栃木県のがん医療水準の向上を図るため、がん診療連携体制や、研修、相談支援などについて協議しています。



### 栃木県内のがん診療拠点病院及び 栃木県がん診療連携協議会参加病院



## 栃木県のがん治療ネットワーク

栃木県では、平成20年3月に「栃木県がん対策推進計画」を策定し、がんの予防からがん医療に至るまで、総合的かつ計画的ながん対策を推進しています。

この計画のなかで、がん診療連携拠点病院を中心とした医療機関のネットワーク整備も進めています。

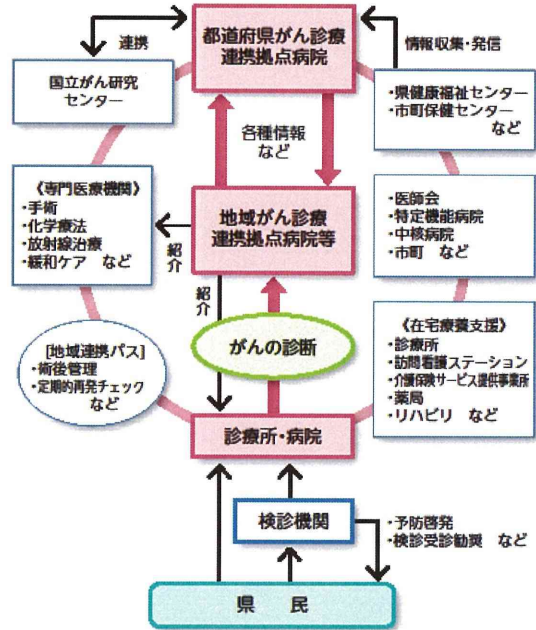
手術や特殊な検査などについてはがん診療連携拠点病院等の専門病院が、日常の診療や症状が落ち着いているときの投薬などについては身近なかかりつけ医が、というように医療機関での連携や役割分担により、患者さんに切れ目のない適切ながん医療を提供していくことを目指しています。

また、最近では、患者さんの診療計画や検査結果、治療経過などの情報を医療機関同士で共有する「栃木県医療連携手帳(地域連携クリティカルパス)」の運用も始まっています。

### 栃木県医療連携手帳(胃・肺・大腸・肝・乳)



## 栃木県のがん治療ネットワーク



この冊子は、がん情報を提供するホームページ「がん情報とちぎ」(9ページ参照)からも閲覧や印刷することができます。

がん情報とちぎ

検索

## 「患者必携」のご案内

国立がん研究センター  
がん対策情報センター作成

この冊子と併せてご活用ください。

「がんになったら手にとるガイド」

別冊「わたしの療養手帳」



がんとの向き合い方やがんの基礎知識、がんの療養に役立つヒントなどを取りまとめた冊子。



患者さん自身が聞いたり調べたりして理解したことを書き留めて整理する手帳。

「患者必携」は、一般書店などで購入できます。

※がん診療連携拠点病院等には見本版があります。

また、インターネットからも閲覧・印刷することができます。

国立がん研究センターがん対策情報センター

がん情報サービス <http://ganjoho.jp/>

## メモ

メモ

メモ



平成24年3月発行

作成：栃木県がん診療連携協議会  
(事務局：栃木県立がんセンター)  
〒320-0834 宇都宮市磯南4-9-13  
電話 028-658-6484

栃木県(保健福祉部健康増進課)  
〒320-8501 宇都宮市磯田1-1-20  
電話 028-623-3096

R100  
栃木県がん診療連携協議会



## 分担研究報告（篠田）

厚生労働科学研究費補助金 がん臨床研究事業  
平成 23 年度 分担研究報告書

地域におけるがん対策の推進と患者支援に資する研究  
—患者必携「地域の療養情報（愛知県版）」の作成のあり方に関する研究—

研究分担者 篠田雅幸 愛知県がんセンター中央病院長

平成 22 年度は患者必携「地域の療養情報（愛知県版）」を作成するにあたり、情報の内容と普及方法についてワークショップを開催し意見集約を行なった。平成 23 年度はそれを下に行行政とともに情報収集を行い、愛知版の見本作成までに至った。

### A.研究目的

がん患者及びその家族には、罹患したがんの情報、医療機関と治療の選択、治療後の日常生活、医療費の問題、精神的な支援など様々な情報に対するニーズがある。愛知県におけるがん患者の療養生活の自立的に役立つ身近ながん関連情報とは何かを明らかにし、比較的人口規模の大きい都道府県での情報内容のモデルを作成することを研究目的とした。

（倫理面への配慮）平成 23 年度は情報収集とその整理が研究の主体であり、倫理的に問題となるような要素はなかった。

### B.研究方法

平成 23 年 1 月 20 日に行ったワークショップのテーマの一つである「地域の療養情報に何を盛り込むべきか」で出された意見を下に、平成 23 年度上半期は愛知県版の掲載項目の絞り込みと項目ごとに情報収集を行った。

平成 23 年 10 月 14 日に愛知県がん対策推進協議会の第 2 回相談支援部会を開催し、地域の療養情報の原案について議論を行った。

平成 23 年 11 月 11 日には、患者必携「地域の療養情報」の提供に向けて「地域における情報

発信と患者支援」会議に担当事務と MSW が出席し、情報収集をした。

平成 24 年 2 月 7 日に拡大相談支援部会（第 1 回相談支援センター会議）を開催し、国立がん研究センターがん対策情報センター渡邊清高室長に「がん情報の活用」について基調講演を行ってもらったとともに、愛知県健康福祉部健康対策課及びがん拠点病院相談支援部会委員と意見交換をして患者必見普及に関する理解を深めた。

平成 24 年 2 月中に、愛知県健康福祉部健康対策課から、県内のがん関連 NPO に対して地域の療養情報の内容に関する意見聴取を行った。

平成 24 年 3 月初旬に、上記の意見聴取の結果を受けて、地域の療養情報の内容を決定し、渡邊班に原稿を提出した。

平成 24 年 3 月 30 日、初稿の校正を行った。

平成 24 年 4 月 9 日、再校を行った。

### C.研究結果

第 2 回相談支援部会での地域の療養情報原案に関して次のような意見が出された。

・一般市民へ「地域の療養情報」という冊子を

送り届けるアクセス方法が大事。

- ・各家庭あるいは地域の診療所などの医療機関に置かれてこそ効果がある。
- ・県や市或いは地域の広報誌などに掲載してもらいように働きかけてはどうか。
- ・多くの人が目にする場所へ冊子配布を行う働きかけ。
- ・現在、県からがん検診の無料クーポンなど配布している。クーポンの裏に「患者必携」を紹介するページを割けないか。
- ・クーポンの様式等も国で雛形が決まっている。国に、愛知県独自の情報をすり込んでいただけるようお願いをしていく。
- ・患者必携の班会議でも、国からクーポンに掲載するとかいった案が出れば話が早いので、提案していただきたい。
- ・愛知県としては、配布用に持っている予算はない。
- ・愛知県として取り組みとしてはPDF化したものをホームページに掲載することまで位しかできない。
- ・治療としての医療から緩和医療へスムーズに移行できるような説明の掲載も必要。
- ・地域連携パスの掲載（連携機関一覧も）。
- ・名古屋市の粒子線治療施設の説明も必要。
- ・在宅支援診療所情報等の掲載。
- ・「自宅での療養生活のことが心配」ページの「介護サービスについて」欄への記載方法。
- ・ワムネットが載っているが、すべての情報が正しい訳ではないので、参考程度にとどめておくのがよい。
- ・医療ソーシャルワーカーの設置病院一覧（愛知県医療ソーシャルワーカー協会HPを参照）。
- ・内容（施設など）が多い情報であれば、その情報ごとにリーフレットを作ってもいいのではないか。
- ・ニーズにあったパンフレットを作っておいて、組み合わせるのもいいのではないか。

最終的な「地域の療養情報（愛知県版）」に収録した情報は下記の内容で52ページとなった。

- ・愛知県民が安心してがん治療を行うために
- ・愛知県のがん診療連携拠点病院をご存じですか？
- ・愛知県がん診療連携協議会ってどんな機関なの
- ・医療費のことが心配
- ・生活費など経済的なことが心配
- ・自宅での療養・生活のことが心配
- ・緩和ケアについて
- ・セカンドオピニオンについて
- ・がん患者会について

#### D.考察

人口742万人の愛知県で「地域の療養情報」を作成するに当たり、項目ごとの情報量がきわめて多いと言うことが問題となった。厚生労働大臣指定の地域がん診療連携拠点病院が15施設、愛知県知事指定のがん診療拠点病院が8施設存在する。また、情報の一つとして盛り込んだ保健所は40カ所、社会福祉協議会は実に72カ所に及んだ。昨年アンケートで掲載希望が多かった項目を選択、構成したが、上記9項目で実質50ページが必要となった。2月に行ったNPOに対する意見聴取では特に異論は出なかったが、今後は愛知版を拠点病院の相談支援室或いは昨年ワークショップに参加したがん患者の支援を行なっているNPO法人などを中心に配布を行い、情報内容の有用性、情報量の妥当性、今後盛り込むべき情報、情報へのアクセス方法などの問題点を明らかにして行くことが必要だと考えられた。

#### E.結論

患者必携「地域の療養情報（愛知版）」の見本を作成した。この情報のがん患者の療養生活に役立つか否かの検証が今後の課題である。

## 分担研究報告（岡本）

### 厚生労働科学研究費補助金 がん臨床研究事業 平成 23 年度 分担研究報告書

#### 患者必携の普及に向けた神奈川県取り組み

分担研究者	岡本 直幸	神奈川県立がんセンター臨床研究所	部長
研究協力	片山佳代子	神奈川県立がんセンター臨床研究所	特別研究員

高齢社会に突入した我が国においては、生活習慣病による有病者や死亡者の増大が観察されている。とくに、がん罹患者や死亡者の増大とがん生存率の改善によってキャンサーサバイバー（初期治療の修了者）の増加が観察されている。そのため、適切ながん医療の必要性とともに、がんの診断時点から終末期までのがん患者への積極的で継続的な支援が望まれている。神奈川県では、国が 2006 年に制定した「がん対策基本法」に呼応して、2008 年に「神奈川県がん克服条例」を制定し、がん患者の支援を開始しているところである。昨年度の研究では、神奈川県内において、国のがん研究グループが開発した「患者必携」の全面的な普及へ向けた活動を行い、本年度は「患者必携」の有効性を検証するための必携利用者に関するアンケート調査に協力し、また、必携の地域版を神奈川県のがん対策担当課と協力して作成を行った。

#### A 研究目的

「患者必携 がんになったら手にとるガイド」が書籍化され、がん患者の社会的支援に向け、地域の特性や患者動向に応じた情報提供、インフラ整備に各診療拠点病院をはじめ関係機関は尽力しなければならない。そのためにも地域の療養情報を収集整備し、がん医療や社会支援の情報提供と地域特性に応じた社会的支援のあり方構築する必要がある。神奈川県では、県立がんセンターを中心に、13 のがん診療拠点病院と 1 つのがん診療連携指定病院が整備されている。患者自身が知りたいことを明らかにし、地域で支える支援の輪を構築するためにも県内で要望される情報は何か？具体的に探ることを目的とした。また併せて患者必携の評価も得ることとした。

#### B 資料と方法

県立がんセンター内では、月に一回（第 2 月曜）のペースで患者会定例会が開催されている。原則としてがん患者とその家族が集い共に語り情報交換する場として立ち上がった。数名の世話人により運営され参加者は流動的であるが、一回の会に約 60 名が集う患者会である。10・11 月の定例会にて約 50 部を配布した。また、入院患者・家族や外来患者・家族でこの冊子に興味をもっていただいた 50 人にも配布を行った。この必携に関するアンケートは「がん情報に関するアンケート」と名前を付け、冊子を読む前の調査（アンケート①）は個人情報を含む属性に関するものを行い、配布後の 1, 2 か月後に 2 回目の調査（アンケート②）を行い、本冊子の読後や活用後の評価に関する質問を行った。また、自由回答として地域の療養情報としてどのようなテーマや情報が欲しいか等を記載していただき、その内容を地域版の作成

時のデータとして活用を行った。アンケート①はその場で必携と引き換えに手渡し、アンケート②に関しては郵送あるいは配布後の次回の患者会参加の際に持参してもらう形とした。

倫理的配慮に関しては、患者会定例会中に口

った。アンケートの結果で、がん患者・家族が望んでいる情報は、治療に関する情報が最も多く治療（68.1%）、次に食事や生活上の工夫（67.4%）、副作用について（64.3）、心のケア（40.4%）という結果であった（図1参照）。

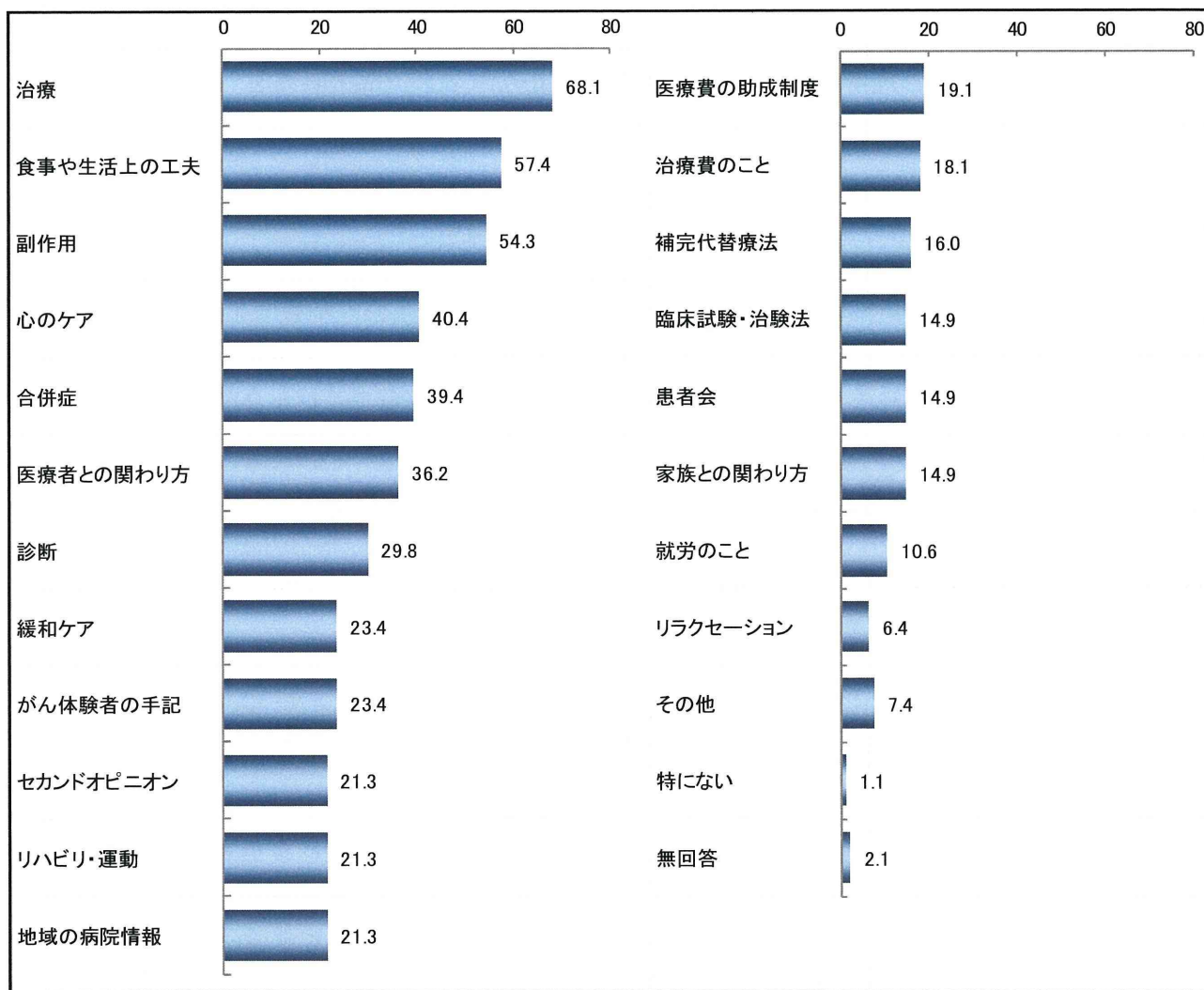


図1 現在、どのような情報を望んでいるか

頭による説明を行い、個人情報を得る旨、また協力の得られた場合、アンケート②の回収催促等で連絡をする場合があること等を了承してもらった。

### C 結果

アンケート①の回収率は配布100部のうち94部で（94.0%）で、女性がそのうち57名と多か

患者必携を手にしてから最も活用したところを1つだけ選択してもらった結果、項目名「それぞれの療養情報」が5.5%で第1位、第2位以降「4 情報を集めましょう」2.7%、「2 がんと診断されたらまず行うこと」2.7%、「5 薬物療法のことを知る」2.7%と同点であった。

その他、地域の療養情報に取り上げてほしいことなどを自由記述で求めたところ、「緩和ケ